

平成26年(ワ)第11499号 損害賠償請求事件

原告 大野佳奈子

被告 医療法人高寿会 外1名

原告準備書面(4)

平成27年5月1日

大阪地方裁判所 第22民事部

合議1係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 高橋典明

弁護士 上出恭子

弁護士 和田香

原告は、本書面にて被告医療法人一裕会・第1準備書面に対し、実習中の事実経過を中心に反論を行う。

第1 II「被告一裕会の主張」の第1「はじめに」に対して

精神疾患に罹患した者の遺書の内容が、自責の念に基づき自分を責める内容となるのは一般的であり、その遺書の内容から直ちに精神疾患となった原因等を導くことは出来ない。

また、実習が学生にとって緊張感を強いるものとなっていることは、各種の研究・調査から明らかとなっているが、研修先である被告一裕会としては、学生に対する現場での専門教育を実施する機関として、実習にともなう学生の心理的負荷に配慮する義務を負い、「嫌がらせ、いじめ」などのハラスメントが生じるような事態を発生させてはならぬことは当然として、さらに学生に精神

障害等の心身の不調をもたらすような強い心理的負荷がかかることがないように十分に配慮する義務を負っているというべきである。

本件では、被告一裕会が指摘する「教育」の場といえども、このような配慮が十分になされたか否かが問題となることに変わりはない。

第2 同第2「事実関係について」に対して

1 同項「1 はじめに」に対して

原告は、不知。

なお、実習期間については、平成25年11月4日から同年12月20日までの7週間であった(乙2・6頁)。

2 同項「2 亡輝民氏に対する事前情報」に対して

不知

3 同項「3 実習の開始」

(1) 実習の開始日は認める。

(2) 実習内容

ア 亡輝民が実習中に作成していた文書は以下のものである。

① 症例日誌(甲15)

症例発表の担当患者となった■さんに関するデイリーが記載されている。

② 実習日誌(甲16)

一日ごとの実習内容のうち■さん以外の患者に関するデイリー

③ ■さんの症例レポート(甲17)

「実習指導要綱資料2-2」に「症例報告内容」(乙2・19頁)として説明がなされているものである。亡輝民がファイルの名前を「臨床総合実習レポート」として自己のノートパソコンに保存していた。

④ 症例レポートのレジメ(甲18)

⑤ 症例患者とは関係ない以下のようなテーマについて文献等を調べて検討した上で作成した文書で実習日誌の中に綴じられている。

甲6において、亡輝民が「課題」と表現しているもの。

1 1月5日 □タオル体操について、□超音波療法について

1 1月9日 □魚類・爬虫類・哺乳類(四足歩行)・ヒト(2足歩行)の歩行の特徴

1 1月11日 □身体拘束について、□協調運動

1 1月13日 □年齢及び性別が筋力に与える影響 □老化に伴う筋力低下

1 1月14日 □CI療法、□川平法、□立ち直り反射

イ 被告一裕会は、原告が訴状で主張した「③ ■■■ バイザーからの指示によりその都度『レポート』を作成すること」（訴状11頁）を否認するが、既述のように症例患者とは関係ないテーマについて検討した文書が含まれていることから、これらの文書を「レポート」と表現するか否かは別として文書自体は存在する。

ウ 被告一裕会は、実習日誌について「症例患者や他の患者に関する実習内容は、症例患者の検査予定、これらに対する自らの感想を含む」と主張する（同準備書面7頁、下線代理人による以下も同様。）。

これに対して、近畿リハ学院の臨床総合実習指導要綱（乙2・7頁）では、これらの文書の内容について以下のように定められており、実習日誌については「その日に観察した症例、検査・測定を行った症例」と「過去形」で表記されており、いずれもその日に実施した内容を記載することが前提となっていた。

(1) 実習日誌

②内容：1) その日に観察した症例、検査・測定を行った症例、運動療法や物理療法を行った症例、習得した知識・技術、指導者への質問、自身の反省や感想などを各項目にまとめて記載する。

(2) 症例日誌

②内容：担当した症例の内症例報告会で発表する症例について、評価および治療経過等を通して実習指導者からのアドバイスを参考に、また、症例報告会

に向けて、「統合と解釈」や「問題点の抽出」等についても記載し、実習指導者からのコメント等を戴き発表資料を完成させていくこと。なお、症例日誌の内容については、「症例報告内容の進め方」(資料2-2)を参考にすること。

エ 後述の8(3)で述べるとおり、亡輝民は、実習日誌、症例日誌にどういった内容を具体的に記載するのかについて、■■■■バイザーの指示が明確でなかったことから苦慮していた。辻クリニックにおいて、各作成文書の記載事項について事前に亡輝民に対し具体的かつ適切な説明がなされなかったために、デイリー等の文書作成に関連して亡輝民に不必要な過度の心理的負担がかかる要因となった。

オ 亡輝民が、平成25年11月5日に実習を開始して同月29日に失踪するまでの実実習日数20日間に、同人が作成した文書は、原告が、近畿リハ学院を通じて被告一裕会から返還を受けた文書だけでも症例レポート45頁、実習日誌54頁、及び症例検討レポートのたたき台及びレジュメ21頁の合計120枚に及び文献のコピー5枚を除いても合計115枚となる。その中にはいろいろ調べた上で検討結果を記載する必要があるものも含まれ、その分量及び内容からして、被告医療法人一裕会が主張するような、実習中の合間に作成出来るようなものでは到底なかった。

この点、甲21は亡輝民が「デイリー11月分」と題するファイルに保存をした実習日誌を作成した際のファイルの更新日時の一覧であるが、以下のように深夜・早朝の更新日時が散見され、亡輝民がこれら文書の作成に長時間を要していたことが分かる。

- ・ 11月7日 午前1時14分
- ・ 11月9日 同5時57分
- ・ 11月12日 同1時09分
- ・ 11月21日 同6時18分
- ・ 11月22日 同0時01分
6時29分
- ・ 11月26日 同2時50分

・ 11月27日 同0時23分

・ 11月28日 同3時31分

(4) 実習開始時のアドバイス

■■■■バイザーが亡輝民に行ったアドバイスの内容は不知。

但し、被告一裕会が■■■■バイザーが亡輝民が■■■■クリニックを受診したこと及び心因性健忘の疑いと診断されたことは全く聞いていないと主張する点については、同被告の主張において、亡輝民が■■■■バイザーに「・・・・・体力的、精神的に参ってしまい、気がついたらホテルにいました。」「疲れがたまると意識が飛ぶことがあり、何をしていたのか分からなくなることがある」と説明していたことを認めており（7頁）、■■■■バイザーは医学的な診断名まで理解しておらずとも、亡輝民が精神的負荷がかかると意識がとぶといった状況に陥ることは認識していた。

4 11月8（金）、9日（土）

不知。

5 11月12日

(1) 被告一裕会の主張の要点は、患者の足をブラシでこすり患者の反応を見るという痛覚検査を実施したが「15分にわたって、かなり強く患者の足をブラシでこすっていて」、亡輝民の検査の仕方に問題がありその点を注意しただけであり、■■■■バイザーの対応は理不尽と評価されるようなものではないというものである。

まず、11月12日に検査が中止になったことについて、■■■■バイザーが■■■■担任に11月15日に行った説明では「昨日は検査が10分程度で中断したけど」とあり（甲5・11頁下から6行目）、検査を15分も行っておらず時間の点について誇張されている。

また、この痛覚検査は、11月12日に痛覚検査をして■■■■バイザーより注意を受け、デイリーに報告がないとして翌日に注意を受けている患者の件となるの

で、これは症例担当をすることになった「 さん」に対するものと特定出来る（甲15の39頁、なおこの文書は報告がないという バイザーの指摘を受けて11月13日の実習後に作成されたものである。）。

この点、症例レポートとして亡輝民が準備していた文書（甲17・13頁）では、11月13日に感覚検査として、「（表在感覚検査） 検査方法：刷毛を皮膚に軽く当てる。感じた刺激の強さを、右を10として基準とし、左下肢の同部位ではどのように感じたかを数値で応えてもらう。」、「（痛覚検査） 検査方法：楊枝で皮膚を軽く指す。感じた刺激の強さを、右を10として基準とし、左下肢の同部位ではどのように感じたかを数値で応えてもらう。」を実施したとある。被告主張の検査はその内容からして「表在感覚検査」であって、11月12日に実施された「痛覚検査」ではないと考えられる。

- (2) このように実施した検査自体が事実と異なり、同日に他に「表在感覚検査」をした患者がいないことからして、「そんなやり方では意味がないから」という被告一裕会主張の亡輝民の実施した検査方法が問題があったという事実は認められない。あたかも検査方法が悪かったという事実をねつ造してまで主張しなければならぬ理由は、理不尽な叱責であったことを否定せんがためであろう。

症例レポートにおいて「余計な検査を実施しない……」等の記載があり、亡輝民の検査方法に不十分な点があったことは否めないにしても、 バイザーより十分な説明も受けられない中で「検査中止」と明言されたことが、ただでさえ緊張感をもって実習に臨んでいる亡輝民にとって、大きな心理的負荷となったことは明らかである。

6 11月13日

- (1) まず、被告一裕会の「 バイザーは実習当初から、デイリーには必ず症例患者の予定や、いろんな患者の検査の仕方や検査の流れなどについて、うまく行ったことや失敗したこと、感じたことなどを書いて欲しいと要望を伝えていた」とする主張は否認する。

亡輝民の真面目・従順な性格からして、具体的な指示を受けたことを実行しないとは考えがたいこと、また、後述するように13日の前後でデイリーの記載について、前述の■■■■バイザーの指摘を踏まえて記載されたと評価出来る内容が記載されるようになっており、亡輝民が事前にこのような説明を聞いた事実はない。

- (2) 被告一裕会の主張によっても、デイリーに前日の検査が中止になったことを記載しなかった理由について、検査を中止になったので書く必要がなかったと亡輝民が返答したのに対して、「ボイコットしているのと同じやで。今日帰るか。」と述べたことを認めている。「ボイコット」とは一般的に「排斥」「拒否」「抗議」等の強い否定的な感情を伴う行動を意味するものであるが、亡輝民がデイリーを記載しなかったことがそのような意味を持つものだと言われ、しかも「帰るか」とまで言われたことに照らし、これらの■■■■バイザーの言動が亡輝民に対し、強い心理的負荷をもたらす言動となったことは明白である。

- (3) また、被告一裕会は、「次ぎやったらやめてもらう」とは「当該患者に対する同様の検査はやめて貰う」との意味であり、訴状で主張の「実習をやめさせる趣旨」は「独自の解釈」だと反論する。

しかし、甲6では亡輝民は「今日はもう見せたくない、帰るか」と言われ、30分程、リハ室角のスペースで待機した上で、「次ぎやったら終了」と■■■■バイザーから言われているのである。「終了」という表現からして、実習を終了するという意味として亡輝民が受け止めたことは明らかであり、被告一裕会の主張こそ詭弁に他ならない。

加えて、被告一裕会は「待機」と表現するが、実際には、亡輝民はどのようによいか分からず呆然として空きスペースにいたのであろうから■■■■バイザーから声を掛けられるまで、何を言われるのかビクビクしながら時間を過ごしたと推測されるのであり、「待機」などというものではない。

- (4) 原告は、■■■■バイザーが同日、業務終了後に「明日のデイリーはもう遅いし作らなくてもいいよ」と述べたとする点は不知であるが、亡輝民は同日日付の変わった14日午前1時57分までかかって、11月13日の実習日誌及び12,

13日の症例日誌を作成した(甲21)。

- (5) このように12日には亡輝民が実習中に検査の中止を明言され、13日には「帰るか」とまで言われており、本来であれば実習中の大きな出来事として把握されるべき事実経過である。しかし、甲5の報告書ではこれらの点について言及が一切ない。■■■■担任が亡輝民から「実習の顛末書」(甲6)として11月12、13日のこれらの出来事を聞いているにも拘わらず、12、13日の出来事について■■■■バイザーに確認をしなかったのか確認をしたがその内容を書いてないのかその点は原告には分かりかねるものの、甲5が重要な事実経過を全て伝えるものでないという疑義が生じるだけでなく、近畿リハ学院が重要な事実を隠蔽しようとした意図があることを示唆する。

(6) 小括

以上のとおり、13日の一連の出来事は亡輝民にとって極めて強い心理的負荷をもたらすものであり、そうであるからこそ、亡輝民は翌14日に■■■■担任に相談するためのメールを送信したのである。

7 11月14日

同日、症例対象の患者が休みだったため、他の患者の検査や治療を行ったこと等、同日の実習内容は概ね認める。

また、被告一裕会の主張によっても■■■■バイザー「亡輝民氏に症例患者のレポートの考察を進めておくよう伝えた」とあり、翌日、考察結果をレポートとして提出することや、症例患者が休みでも何らかの検討をして症例日誌を作成することを明確に伝える指示内容とはなっていない。

亡輝民が担任に相談したことが、同日、■■■■バイザーに連絡されたか否かは不知である。

8 11月15日

- (1) 既述のとおり、亡輝民は、前日の14日に■■■■バイザーより症例患者のレポ

ートの考察を進めるようにとの指示を受け、翌日に考察結果や症例日誌を文書として出せるようにしておくことまでの指示は受けていなかった。

この点、被告一裕会が主張する「亡輝民氏から朝に提出されたデイリーと症例レポートを見ると、前日の担当症例以外の患者のデイリー部分に関しては、その時の出来事が記載されており問題なかった。しかし、肝心の担当症例患者については、前日休みではあったが、本日実施する検査内容や検査意義、動作についての考察など、報告すべきことは多々あるにも関わらず記載が全くなかった。」とあり、ここでいう「症例レポート」とは、「症例日誌」のことか「臨床総合実習症例レポート」のどちらを指しているのか明確ではない。

いずれにしても、亡輝民は「■■■■先生より、症例様についてのものが出ていないと言われました。前日お休みでしたので、デイリーは作っていない事、自室でレポートの叩を作っていたことを伝えた」（甲5）ところ、予想に反して■■■■バイザーより「見てなければ出さないでいいのか？」と問われ、亡輝民は、担当症例の考察をしてレポートのたたき台は作成していると述べた。それに対し、■■■■バイザーより再度、「見てなければ出さないでよいのか」と、前日の指示とは異なることを強く言われたため、どのように返答すればよいのか窮して黙っていると「無視しているのか」と言われたものである。

この点、前日に、亡輝民としては、■■■■バイザーの指示どおりに「考察を進め」ていたが、明確な指示を受けていない「文書の提出」を求められた亡輝民が言葉を失った状態になることは容易に推測される。それに対して「無視をするのか」と■■■■バイザーは突き放した表現をしたのであって、前日の■■■■バイザーの指示内容からして明確に指示をされていない内容のことが出来なかったとして、このように亡輝民を一方的に責めることが理不尽な言動であることは明白である。

この一連の経過からして、前々日の13日に続いてさらに亡輝民に強い心理的負荷がかかったと認められる。

- (2) また、被告一裕会の主張や甲5の報告書では亡輝民が自分から学校へ帰ると言ったとなっている（甲5・11頁）。

しかし、亡輝民が作成した顛末書では「お詫びしたのですが、帰るように言われました。その後、クリニックを出ました。」（甲6・2枚目）とあり、亡輝民が自ら学校へ帰るとはなっていない。この点、辻クリニックに勤務する近畿リハ学院の元同級生の■■■さんとのメールのやりとりでは、「どうしました??大丈夫ですか?連絡下さい」（甲20の2）とのメールに対し、亡輝民は「ご迷惑をかけて申し訳ないです。『帰れ』と言われまして」（甲20の3）と返信している。また、このメールに対し■■■氏は「『帰れ』と言った■■■先生が焦ってはったし」（甲20の5、下線代理人）とあり亡輝民自らが先に学校へ「帰る」といったものでないことは明白である。

「亡輝民自ら帰る」と言ったとする被告一裕会の主張、甲5の報告書の内容が事実と反するとともに、ここでも■■■バイザーの亡輝民への指導が正当なものであり亡輝民に問題がある、原因は同人にあると主張せんがために事実をねじ曲げて主張がなされていることが分かる。

- (3) 被告一裕会が主張する亡輝民が辻クリニックを出た後に、■■■バイザーが近畿リハ学院の担任の■■■教員に伝えた内容は原告は不知であるが、同日問題となっているのは、既述のとおり、実習日誌と症例レポートに担当症例の患者の記載が無かったことであり、そのことが問題となっている点について、原告・被告一裕会間にも争いがない。

しかし、被告一裕会の主張や甲5・12頁では、一連の経過の他「デイリーで大野君がどう思っているのか、何を感じたのかという心境や感情の変化が少なく、何を考えているのか分からないことがある。その心境などを持って書いて欲しい」と要望を述べたに過ぎないのだとしたら、そもそも、亡輝民が日々作成する実習日誌、症例レポートに何をどこまで書くかについて、■■■バイザーの事前の指示が明確でなく、その場その場でそれまでには言われてないことをしていないとして毎日のように叱責を受け、亡輝民が追い込まれた状態にあるという問題の本質が何ら理解されていないことを示唆する。

前記5の11月12日についても、検査が途中で終わったものについての症例

レポートを作成していないことが問題となっているのであり、甲6の記載内容からも、亡輝民が、デイリーや症例レポートに何をどこまで書くべきなのかについて悩んでいることが明らかなのに、その事柄に沿ったやりとりが、■■■■バイザーと■■■■教員との間でなされていない。

まさに、このことは両被告が亡輝民の実習中における心理的負荷を軽減するために必要な連携・協力を欠いていたこと、その結果、亡輝民に対し強い心理的負荷がかかっていたことを裏付ける重要な事実の一つである。

- (4) なお、被告一裕会は、「デイリーや症例レポートの記載事項について、亡輝民が■■■■バイザーの指示に従おうとしなため、■■■■バイザーも同氏の教育に苦勞している」との主張をする。しかし、既述のとおり、■■■■バイザーの指示が明確でないことから、デイリーや症例レポートに何をどこまで記載すればよいのか亡輝民が苦慮しているのであり、亡輝民が同バイザーの「指示に従わない」どころか「従いようがないのであった。

また、15日付け以降の症例レポートでは、検査の目的、動作についての考察等が具体的に記載されており、被告一裕会の準備書面11頁16行目で■■■■バイザーが指摘したとする「検査内容や検査意義、動作についての考察など、報告すべきことは多々」を受けて記載するようになっており、亡輝民がバイザーの指示に的確に答えていることが分かる。さらには、15日に具体的に指摘される以前にはこういった明確な指示がなされていないために、亡輝民が症例レポートにこの内容まで盛りこむことを認識できていなかったことが裏付けられる。

- (5) 加えて、甲5の実習全体を通じての■■■■バイザーによる「私の指導にも前向きに修正・実践して理解しようとしていた」（甲5・8頁下から5行目）という報告内容や、実習の3週目に入った時点での「(19日)彼のこれまでの実習の態度や内容を途中ながら総合的に考えると、是非来てほしい人材と感じていた。リハビリ責任者も・・・実習の取り組む姿勢から良い人材だと感じている様子」（甲5・14頁、30行目）の内容からして、むしろ、亡輝民は■■■■バイ

ザーの指示を出来るだけ応じようとしていた姿勢が窺えるのである。

以上より、亡輝民が「バイザーの指示に従おうとしない」などという主張は極めて失当である。

(6) 小括

このように、11月12, 13, 14日の症例レポート、実習日誌を巡る■■■■バイザーとのやりとりは、「検査を中止したとはいえ」（13日）「見てなければださないでいいのか？」（15日）等と難癖をつけて亡輝民に嫌がらせをしているとしか評価出来ない。

9 11月16日

同日に被告一裕会主張のようなやりとりに沿った記載が甲5にあることは認め、その事実の有無は不知。

なお、亡輝民より11月15日の一件について、「説明を聞いて後ろを向かれちゃいました」という事実はない。

10 11月19日及び11月20日

同日に被告一裕会主張のようなやりとりを裏付ける記載が甲5にあることは認め、その事実の有無は不知。

11 11月23日

この日は、祝日のため辻クリニックは休診日で、亡輝民は実習に行っておらず、被告一裕会主張のようなやりとりを■■■■サブバイザーとしていない。

12 11月25日

同日に被告一裕会主張のようなやりとりを裏付ける記載が甲5にあることは認め、その事実の有無は不知。

なお、症例発表に関連して本書末尾に求釈明を行う。

13 11月27日(水)

- (1) 訴状でも記載のとおり、亡輝民は、症例担当患者の●さんが10分後に接骨院の予約をとっていたことは知らなかった。このことは、原告ら遺族が亡輝民死亡後の平成26年4月21日、辻クリニックを訪問時、●バイザーらに聞き取りを行った際、同バイザーも10分後に予約が入っていたことは知らず、●リハビリ部長も●バイザーが知らない以上、亡輝民にも伝わっていなかったと述べており、「亡輝民が知っていた」という事実はない。その余の事実は不知である。

そもそも被告一裕会主張のとおり10分後に接骨院の予約が入っていたとして、辻クリニックの2階リハビリ治療室から身体の不自由な患者を伴って同クリニックを出て道路において6分間の歩行距離を測定し前後の脈拍を検査し、さらにSPOの計測等を終えて同クリニックに連れて帰るにはあまりにも短く時間的に無理がある。予約時間まで10分しかない中で、そのような検査の指示をすること自体極めて不適切である。

- (2) 予約時間を知らされていない亡輝民が●さんの当日の体調を配慮して検査をすれば、多少の時間オーバーはあり得る。それにも拘わらず、●バイザーは「何してたん？みんな探し回ってたんや」と亡輝民を責め、「接骨院の皆も探し回った」「一言謝ってくるように」と亡輝民に指示し、亡輝民はこれに従い「謝ってきました」と「神妙な顔つき」で●バイザーに報告した(甲5・18頁)と記載されている。

予約時間を知らされず指示された検査をしていたに過ぎない亡輝民とすれば、なぜ「何をしていたのか」と問われる事になるのか、また、自分が謝る必要があるのか分からないという思いが「神妙な顔つき」という表情に繋がったものと推測される。

- (3) 既述のように原告らとの面談時には、●バイザーは接骨院の予約のことを知らなかったと言っており、実際のところ●バイザーが知っていたか否か原告には事実は分からない。しかし、仮に知っていて●バイザーが亡輝民に予約の時間を告げることなく、そもそも時間的に無理な検査を指示したのであれば、これは、

●バイザーに陰湿な嫌がらせの意図があったと評価せざるを得ない。

14 11月28日(木)、11月29日(金)

被告一裕会主張の事実に沿った内容の記載が甲5にあることは認める。

なお、29日にチェックをしたレジュメとは甲18のことと考えられるが、●
●バイザーが具体的に改善点を指摘したという中の「1. 空白箇所が多いのもつ
と検査内容や評価内容を書くように。」との点は、甲18のどの箇所が「空白箇所
が多い」ということなのか、明らかにされたい。

第3 同「第3 法的評価について」に対して

1 「1 原告の主張する注意義務違反及び注意義務違反行為」に対して

(1) 被告医療法人一裕会の責任について

原告は、被告一裕会については、民法715条による不法行為の使用者責任をその責任原因として主張しているが、以下のとおり、被告一裕会の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行責任の主張を追加する。

(2) 被告一裕会の安全配慮義務

被告一裕会は、実習生を被告高寿会から受け入れるに際し、被告高寿会との間で実習生受け入れに関する契約を締結していると考えられる。そして被告一裕会は、上記実習生受け入れ契約に基づき、実習生に対する専門的な現場研修を実施するのであり、実習生受け入れ研修機関として、被告高寿会に準じた実習生に対する安全配慮義務を負っていると解すべきである。

被告高寿会が在学中の学生に対して安全配慮義務を有しているのは明らかであるが、被告一裕会は被告高寿会との契約により、被告高寿会に代わって学生に対する実習形式での研修を実施する機関となったのであるから、被告高寿会が負っている安全配慮義務を継承し、被告一裕会もまた実習中の学生に対して安全配慮義務を負うことになるかと解すべきである。研修機関たる医療機関と実習研修生との関係は、実習生が研修機関の指揮命令や指導に服する一種の従属関

係であり、専門学校と生徒との関係と同じと評価しうるものである。

(3) 被告一裕会の安全配慮義務の内容

実習が学生にとって緊張感を強いるものとなっていることは、各種の研究・調査から明らかとなっているが、研修先である被告一裕会としては、学生に対する現場での専門教育を実施する機関として、実習にともなう学生の心理的負担に配慮する義務を負い、「嫌がらせ、いじめ」などのハラスメントが生じるような事態を発生させてはならぬことは当然として、さらに学生に精神障害等の心身の不調をもたらすような強い心理的負担がかかることがないように十分に配慮する義務を負っているというべきである。

(4) 注意義務違反ないし安全配慮義務違反があること

前記第2で指摘したとおり、■■■■バイザーの言動は亡輝民に対する嫌がらせに該当するもの、また、亡輝民に対し心理的負担をかけるものであり、被告一裕会には注意義務違反ないし安全配慮義務違反が認められる。

2 「2 相当因果関係」に対して

以上の義務が尽くされず、亡輝民に強度の心理的負担がかかったことにより亡輝民が死亡前にはうつ病に罹患していたと推測され、うつ病の症状の一つである希死念慮から自殺にいたったことから被告一裕会の安全配慮義務違反と亡輝民の死亡には相当因果関係が認められる。

第4 求釈明

原告は被告一裕会に対し、基本的な事実関係を認定する上でいずれも必要な事項であることから、以下の点についての釈明を求める。

1 ■■■■バイザーの略歴

- (1) 理学療法士の資格を取得した時期
- (2) 亡輝民の実習担当にあたるまでの実務経験は具体的に如何なるものか
- (3) 実習時のバイザーとしての具体的経験の内容

2 実務日誌、症例検討の記載内容についての説明・指導

亡輝民に対しこれらの文書の記載内容について具体的にどのような説明・指導をしたのか

3 実務日誌、症例検討の取扱い

症例検討（甲15）、実務日誌（甲16の1）は、ピンクのファイルに綴じられたものを亡輝民死亡後に辻クリニックが近畿リハ学院に返還し、原告は近畿リハ学院からさらに返還を受けたものであるが、通常、これらの文書はどのような取扱いがなされているものなのか。

このファイルに綴じて辻クリニックで保管されているものなのか、亡輝民が日誌等を■■■■バイザーに内容を検討してもらうために、綴じたものを■■■■バイザーに提出して返還を受けるようになっていたのか。

4 実務日誌、症例検討等の亡輝民作成の文書への書き込みの特定等

(1) 亡輝民が実習中に作成したこれら文書の中に、所々に赤色等で指導者の手書きによる添削ないし指導のコメントと考えられる記載があり、■■■■バイザーらによるものと考えられる。

そこで、各記載について、■■■■バイザーまたはその他の辻クリニックの理学療法士らの誰が記載をしたものかを特定されたい。

(2) デイリーについて、11月19日以降、「反省点」という項目が新たに設けられ記載されるようになったが、この記載に関連して、誰がどのような指示をしたのか明らかにされたい。

5 症例発表の日程等について

(1) 症例発表の日程については、当初、いつの時点で具体的にどのような内容で決まっていたのか

「初期症例発表」の他、「中期」、「最終期」といった発表はあるのか

(2) 前期(1)の内容は事前に亡輝民に説明がなされていたのか

(3) 被告一裕会の主張において11月25日に「 バイザーは、亡輝民氏の問題点の抽出が未だ不十分あるので、亡輝民と相談して症例報告を29日(金)に延期することとした。」とあるが、何を根拠に「問題点の抽出が未だ不十分」と判断したのか。

その対象となった症例レポート等の亡輝民作成の文書があるのであれば、それを特定されたい。

(4) 前記(2)と関連して、11月25日に提出をされたと考えられる症例レポート(甲15・7枚目、「11/26(月)」との記載がされているが、25日に誤りである。)では、「今回提出をしたレポートの内容では」とあるが、このレポートはどれか特定されたい。

(5) 11月25日に予定された初期症例の発表の延期が決まったのはいつか。